

県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業 用排水施設整備）伊万里西部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 26 年 3 月 31 日までに佐賀県伊万里農林事務所（郵便番号 848-0041 伊万里市新天町 122 番地 4）に提出してください。

平成 26 年 2 月 14 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業 用排水施設整備）伊万里西部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 26 年 2 月 14 日から平成 26 年 3 月 14 日まで

3 縦覧の場所

伊万里市役所